

中津川市創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は市内において、創業を行う者に対して支援し、新たな雇用の創出、産業の振興及び経済の活性化を図ることを目的として、中津川市創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (3) 事業所 物の生産、販売又は役務の提供が業として行われている場所をいう。
- (4) 補助対象事業 創業に必要な整備をいう。

(補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内で3年以上の事業の継続が見込まれること。
- (2) 市内に居住し、又は事業の開始と同時に中津川市に転入する見込みがある者であること。（法人にあっては、補助対象事業完了までに市内に本店所在地として法人登記が行われていること。）
- (3) 市内で事業を営んでいない中小企業者又は個人であって、原則として、補助金を申請した年度内に市内に事業所等を新たに設置しようとしている者であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。また、補助対象経費に他の補助金および助成金を活用していないこと。
- (6) 中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成した者で

あること。

- (7) 補助対象事業が完了した年度の翌年度以後3年間、中津川商工会議所又は中津川北商工会から経営指導を受ける見込みであること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力團に關係しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続きをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (10) 日本標準産業分類の大分類A, B, Cに定める農業、林業、漁業、鉱業、採石業及び砂利採取業を営もうとする者でないこと。
- (11) 公序良俗に反する事業を営もうとする者でないこと。
- (12) 常時従事する者がいない事業を営もうとする者でないこと。
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定する事業及び、それに類する事業を営もうとする者でないこと。
- (14) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営もうとするものでないこと。
- (15) その他市長が適当でないと認める事業を営もうとする者でないこと。

(補助対象事業の期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日から当該年度末までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する期間に要した経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 工事費
- (2) 修繕費
- (3) 物件購入費
- (4) 設備費
- (5) 広告宣伝費
- (6) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、20万円を限度とする。ただし、補助対象者（法人にあっては代表者）が申請日以前の1年以内に市外から転入している又は補助対象事業完了までの間に転入する見込みがある場合は、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、中津川市創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類（完納証明）
- (3) 中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導による経営計画書の写し
- (4) 補助対象経費の内訳が分かる書類（契約書、見積書等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、申請者に対し補助指令書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、交付決定の有無にかかわらず第7条の申請を取下げができる。この場合において、当該交付決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の変更等)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請事項を変更しようとするときは、中津川市創業支援補助金変更申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、金額にして5分の1以内の軽微な変更であって、当該補助対象事業の目的及び補助金額に変更がないものについては、この限りでない。

- (1) 対象経費新旧対照表
- (2) 対象経費の根拠資料

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、

変更を承認するときは、中津川市創業支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了日から起算して60日以内（ただし、補助金の交付決定を受けた日の属する年度内）に、中津川市創業支援補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業の成果が確認できる書類（図面、写真等）
- （2）補助対象経費の支払いが確認できる書類
- （3）住民票の写し等（法人については法人登記簿の写し等）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、中津川市創業支援補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、中津川市創業支援補助金請求書（様式第7号）により補助金の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条による決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （2）補助対象事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- （3）補助金の交付を受けた事業者が、実績報告書に記載した事業実施期間の末日より起算して3年を経過する日より前に市外へ転出したとき。（法人においては本店所在地を市外に移転したとき又はその代表者が市外に転出したとき。）

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を中津

川市創業支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、中津川市創業支援補助金返還命令通知書（様式第9号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ中津川市創業支援補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

（書類の整備及び保存）

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（状況報告等）

第18条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して帳簿書類その他の物件に関し説明を求め、又必要に応じて実地にて調査することができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。